

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局総務部NPO法人担当 (06-6208-9864)
処分課（担当）名	市民局総務部NPO法人担当
処分の名称	特定非営利活動法人の設立の認証の取消し
概要	下記の処分基準に該当するときは、設立の認証を取り消すことができる。
根拠法令等 及び条項	特定非営利活動促進法 第13条、第43条
処分基準	<p>1 所轄庁は、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において設立の登記をしないときは、設立の認証を取り消すことができる。</p> <p>2 所轄庁は、特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、設立の認証を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年以上にわたって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないとき</li> <li>・法第42条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき</li> <li>・法令に違反した場合において、法第42条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないとき</li> </ul>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000518093.html">https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000518093.html</a>
備考	